



Title	株式会社における所有:「所有と経営の分離」論ノート
Author(s)	森, 杲
Citation	北海道大學 經濟學研究, 28(4), 1-48
Issue Date	1978-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31431
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(4)_P1-48.pdf



株式会社における所有

——「所有と経営の分離」論ノート——

森 杲

1.

株式会社の資本は二重の存在をあたえられている。それは一方では生産過程で機能する現実資本であり、他方では株式証券に均等細分され、証券市場で転々売買される擬制資本である。

この場合、擬制資本たる株式証券が誰の所有に属するかは、あきらかである。わが国の民法206条における、「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス權利ヲ有ス」との規定が、近代的所有権の内容を表現しているとするなら、株式の所有関係のなかに、その内容を犯すものは存在しない。内容を犯していないばかりか、株式の所有とその取引の性格は、今日でも完全競争市場の原理を最も典型的に示すものだと、一般に理解されている^り。

他方、現実資本にたいする所有はどうであろうか。株式会社の現実資本の所有者は誰なのか。

常識論は通常それを、個々の株主に帰属するものとみなしている。株式は、現実資本の所有権を無数に細分したものであるから、個々の株主が所有する株式は、現実資本にたいする各自の持分を意味する。解釈法学上も、会社資本は法形式からいえば法人たる会社じたいの所有に属するが、実質的な意味においては株主がその持分に^り応じた会社所有者だと解するのが、定説だとい^りってよいであろう。

アメリカ経営学の主流にみられる所有と経営の分離論——論者により所有と支配の分離、資本と経営の分離、出資と経営の分離、資本と管理の分離な

ど、さまざまに称ばれるが——も「所有」についての理解にかんして、大方はそうした常識論をでていないように思われる。彼らは所有そのものについてのたちいった考察はやらず、むしろ所有から分離され、したがって所有者の利害から相対的に独自化した「経営」、「支配」の性格や構造のほうに、もっぱら関心をむけてきたのである。それが、所有者利害(=利潤目的)を超えた³⁾と称する各種の企業行動論、経営者支配論を生んだことは、周知のとおりである。

所有株が現実資本にたいする部分的所有だという理解は、それだけではまったく形式論、法技術であって、株式会社の資本の二重化の意義を不問にしたりたりしているものにすぎない。現実資本としての存在と擬制資本としての存在を同一のレベルにおき、事実上、現実資本が直接に細分されて個人の手もとにあるかのような見方にとどまるものといえよう。再生産過程における現実資本が物理的に細分しえないのに、それにたいする所有権が細分化されて同時存在しているのは、固有のメカニズムが介在しているからこそであり、株式会社においては、現実資本から区別される擬制資本の成立がそのメカニズムを表現している。いいかえれば、擬制によってしか私的所有の原理にもとづく会社所有の表現ができないのが、株式会社所有なのである。

生産手段の私的所有がブルジョア的生産関係の中枢をなすということは、そもそも私的所有が擬制によってしか貫徹しえぬものでなく、生産手段との直接的な関係において、占有と対立する概念として確立したところに、その根拠をもつ。所有と経営の分離論は、かかる私的所有じしん、または私的所有関係に凝縮して表現されている資本の、歴史的な変化を根底におかぬ限り、現象記述の域をでることができないであろう。

1) 鈴木芳徳「証券市場と歴史の逆説」(『商経論叢』第13巻2号、1977年12月)を参照せよ。

2) たとえば、大隅健一郎『株式会社法変遷論』有斐閣、1953年、148頁。また富山康吉『現代資本主義と法の理論』法律文化社、1969年、93頁以下をみよ。

3) アメリカにおける「所有と経営の分離」論の発端を画したとされるA. A. バーリー G. C. ミーンズ『近代株式会社と私有財産』(1932年)には、所有または所有

権じしんの歴史的変化について、彼らなりのたちいった理解、主張がみられる（同書の第1篇1, 4, 6章, 第2篇, 第4篇など）。

バーリ・ミーンズによれば、産業革命前の企業主は、企業のいわば収益権能、支配権能（この二つの用語は大隅氏の前掲書から筆者が借りたもので、バーリ・ミーンズじしんのものでない）と生産機能とを併せもっていた。産業革命後、それら権能は、収益・支配権能をもつ「所有者」と生産を主導する「雇用経営者」に分れる。株式会社制度のもとでは、経済力の集中と所有権の分散にともない、「所有者」にたいしては、消極的財産 *Passive property*（株式）が帰属するのみとなった。生産にかんする物的手段つまり積極的財産 *Active property* は、もはや所有者に帰属しない。積極的財産は実質的に所有概念の適用からははずされ、所有者から分化し独自化した「支配者」の領域に属するものとなる。バーリ・ミーンズの理解は、以上のようなものであらうと思われる。彼らは資本の二重化を、消極的財産・積極的財産としてとらえつつ、しかし「所有」をあくまで所有権 *ownership* として一元的にみるから、二重化した資本の一方（積極的財産）は「所有」から分離されざるをえない。彼らの理解は、株式会社（現実資本）を社团でなしに契約関係としてとらえる英米法の伝統に沿ったものであり、わが国のいわゆる株式債権説にも近似するものといえよう。ともあれ、アメリカの「所有と経営の分離」論史には、バーリ・ミーンズ以降、「所有」の意味やその変化についての議論の発展はなかったと思われる。議論されたのは、所有から分離された「支配」の方であった。

上のように現象記述の域をでない所有と経営の分離論にたいする批判は、従来主として、経営（経営者）への大株主の究極的支配を強調する方向でおこなわれてきた。株式会社はほんらい的に、少数株の所有によってより大きな現実資本を支配する機能＝支配集中機能をもつものであるから、株式所有の分散は、所有が経営・支配の場から消えることでなく、ぎゃくに少数の所有者の手により大きな富が帰属することを意味する。周知のようにバーリ・ミーンズ的な「分離」論の系譜をひく論者たちが、総じて株式所有を個々人の所有株の量と比率の次元で問題にするのに対して、批判者たちは、同族所有、資本集団内の会社間所有、金融機関の影響などふくめて、所有・支配の全構造の解明の必要を力説してきた。諸々の「分離」論を克明に検討した村田稔氏は、「経営者支配においては、まさに支配の定義が決定的な意味をもつ¹⁾」とのべているが、「分離」論者のみならず批判者のほうもまた、「誰が会社を支

配するか」を焦点とした議論をしてきたのである。それが大株主の究極の支配の強調に帰着するかぎりでは、所有との「分離」はむしろ否定されるわけであるが、そのさいに所有そのものの吟味が十分なされてきたとはいえない。最近、邦訳刊行されたR. フィッチ・M. オッペンハイマーの『誰が会社を支配するか』という表題をもつ書物²⁾になると、所有じしんへの配慮は皆無にちかい。主張の点はもっぱら、真の支配者が経営者でなしに外部重役・金融機関のほうだということの立証にむけられているようにみえる。かかる観点から批判をうける側も、たとえばR. A. ゴードンの所論のように、「経営者を選任する力の所有」を意味する「支配」から区別して、経営の重要な諸決定や日常行動を指導する「ビジネス・リーダーシップ」の、経営者への帰属を主張する。かくして、「支配の定義が決定的な意味をもつ」ようなかたちで、議論が展開されてきたのである。

そのようなわけで、「分離」論・「経営者支配」論への批判者たちが、株式会社所有についてどういう理解にたつのかは、かならずしもあきらかでない。付度するに二様の考えがありうるのではないかと思う。ひとつは、個々人の株式所有をそのまま会社資本への部分的所有とする前提からの、支配メカニズムへの言及である。P. M. スウィージーは、かつて大株式会社において、「現実にかかることは、大多数の所有者からは支配権が奪われて、それが少数の所有者の手にのこるということである。」とのべ、「資本にたいする支配の集中は、所有の集中を限度とするものでない」という意味においてのみ、「所有と支配の分離」という用語を容認しようと書いた³⁾。つまり、大多数の株主が奪われるのは、「所有」ではなくて「支配」のほうだということになる。この見解は、スウィージーのみならず「分離」論批判者の大多数が、暗黙裡にもつものといえよう。

しかし他方、彼らの中につぎのような見解もありうるように思われる。すなわち、個々の株主の持分は、そのまま会社資本の所有を意味するものでない。近代的所有権の内容が使用、収益、処分の総体である以上、株式会社への真の所有は、実際にその会社を支配するに足る株式の持分にこそ、認めら

れるべきものである。つまり大株主・支配株主だけが現実資本の所有者というにふさわしい。株式会社とは、おびただし中小・零細の株主たちに形式的観念的に平等の所有権を与えることによって、株式会社の資本全体を会社じしんの所有に、したがってその会社の支配者たる大株主の所有に帰せしむる機構にはかならない、と。このような見解はかならずしも明示的ではないが、やはり「分離」論批判の底流をなしているように思われるのである。

いずれにしても、株式会社所有についての吟味は、所有と経営の分離をめぐる論議のなかで意外なほどわずかである。後述するように、「分離」論議のなかで「所有」でなしに「支配」が焦点になるということには、じつはそれなりの必然性がある。しかし、それがなぜ必然であるかという点もふくめて、株式会社所有についてのたちいった考察が必要であろう。

所有と経営の分離という事象は、事象としては今日、誰の目にもそう映るほどのものであり、しかも株式会社のいわゆる構造変革の主要な一環と目されてもいるから、社会科学の各分野で論議をよんできた。法学では解釈法学における株式性質論争や会社諸機関の権限論などのほか、法社会学や法制史学における近代所有権の研究も、それにかかわっている。経済学では信用論、金融資本論、現代資本主義論に加えて、近年では物象化論、所有論など、原理的レベルの研究もそれに加わってきている。経営学にはむろん、多くの「分離」論議がある。社会学や社会統計学における、階級構成、パワー・エリートの析出、いわゆる現代官僚制論なども、「分離」現象を一定程度反映しているといえよう。しかしながら、分野が異なると論議の視角や方法には大きなちがいがあある。各分野の研究成果のなかから、なにを摂取し、株式会社所有論として統括しうるかという問題を、以下においてかんがえてみたい。

- 1) 村田稔『経営者支配論』東洋経済新報社、1972年、3頁。
- 2) R. A. Gordon: Business Leadership in the Large Corporation. 1948. (平井泰太郎、森昭夫訳『ビジネスリーダーシップ』東洋経済新報社)
- 3) P. M. Sweezy: The Theory of Capitalist Development. 1942. pp. 261~2. 都留重人訳『資本主義発展の理論』新評論、1967年、322頁)。

スウィージーの後年の理解は、これと同じでない。たとえば P. A. Baran と

の共著 Monopoly Capital 1966. (小原敬二訳『独占資本』1967年岩波書店) に、
 おいて彼は、①巨大株式会社の個別的な内部構造には、大株主や利益集団の支配
 からも独立した「経営者支配」が多数見出される、②しかし彼ら経営者＝会社人
 種は、一国の階級構成のなかでは、あくまで資産階級の中核部分を形成している、
 ③そして今日の真の資本家は、彼ら個人＝実業家ではなくて「会社じしん」で
 あり、実業家たちは、昇進、成功といった目的を動力として、その「会社じしん」
 の蓄積機能を担う、という説明をあたえている(同書の第2章)。私見とおなじで
 はないが、するどい指摘と思う。

2.

会社法学の分野には、株式の性質をめぐる古くからの論争がある。¹⁾ 換言す
 れば、株主が株式会社にたいして有する権利、関係をどう規定するか、とい
 う論争である。本稿の関心に沿ってつづめていうなら、株式の会社にたいす
 る所有権としての性質と、株式が信用に媒介されているが故にもつ債権的性
 質とを、いかなる法律的概念によって整合的に把えるかという問題である。
 19世紀における株式性質論は、物権説(株式会社を組合視し、株式を株主
 の会社財産にたいする共有持分とする説)と債権説(株式会社の所有を会社
 じしんにおき、株式を株主の会社にたいする債権とする説)との対抗をへて、
 社員権説によって克服された。社員権説によれば、株式は、営利社団法人の
 社員が私的利益のためにもつ自益権(配当請求権、残余財産分配請求権)と、
 法人じしんの目的を達するために社員がもつ共益権(主として議決権)との、
 二面の権利を包括する。それは、株主の権利を、物権か債権かという個人法
 レベルをこえた固有の財産権として規定するものであった。だから社員権は、
 所有権一般と異なる範疇であるというところに、意義を有する。しかし同時
 に、社員権説をとる多数の学者は、あくまでそれを所有権の側から、所有権
 一般の変形物として、²⁾ いいかえれば株主が企業所有者だという観点で位置づ
 けているのである。たとえば、社員権説を代表する一人である大隅健一郎氏
 は、つぎのようにいう。

「……会社事業は法律적으로는法人たる会社の所有に帰属し、株主は名目的

にはその投下資本の所有権を喪失する。しかしながら、経済的に見れば会社事業はもちろん株主の所有に属するのであって、各株主は会社事業に対してその投下資本の割合に応ずる分け前を有する。この観念的な分け前が法律的には株主権としてあらわれる。すなわち、株主は名目的にはその投下資本に対する所有権を失うけれども、実質的にはその所有権が株主権に変形されたものといえる。その意味においては株主権は所有権の変形物であるといつてよい。³⁾株主権＝社員権のうち、「自益権は……所有権の収益権能の変形物であり、共益権はその支配権能の変形物であるといえる。」⁴⁾

社員権説は、今日においてもわが国法学界の通説をなすようであるが、この通説にたいするものとして、田中耕太郎氏の社員権否認論が生れ、さらに株式債権説が再登場してきた。いずれも所有と経営の分離の進展にともなう株式性質の変化を根拠とする点において、古い債権説とは異っている。

あらたな株式債権説を首唱した松田二郎氏によれば、近年、企業の所有と経営との極端な分離、さらに経営者支配によって、「株主は本来株式会社という社団法人の社員であるのにかかわらず、一般株主の地位が単なる債権者のものに転化した」⁵⁾。株式は今や単なる利益配当請求権として、いちじるしく債権に近似のものとなった。株主と会社との関係は、持分＝所有の関係としてでなく、利益分配の契約関係として構成さるべきものである。

ここで留意しておくべきは、社員権説も債権説も「所有と経営の分離」という場合、総じて少数の株式しか所有しない大株主に経営・支配が集中している事態を指しているということ、あるいはそうした大株主支配といゆる経営者支配とを弁別する論理が、ほとんど問題視されていないということである。⁶⁾この点、経済学、経営学における最近の「分離」論議とは異なるのである。

社員権説は、株主権をあくまで共益権と自益権の統一とおさえるから、一般株主の債権者化なる現象は、たんに一般株主が共益権を行使しないことの表現にすぎず、株式そのものの変質を意味するものではない。⁷⁾かかる理解を経済学の研究領域に移しかえていうなら、株式会社はほんらい自己資本の結

合体として出発し、その発展につれて自己資本の一部の無機能化（いわゆる自己資本の他人資本化）を拡大していくが、株式会社そのものはあくまで機能・所有の統一体であるという見解⁸⁾にちかいはないと思われる。

それについて債権説は、株式に、いわば自益権だけを認めるのである。では共益権、具体的には株式に備わる議決権のほうを、どう解するのか。債権説によれば、共益権と自益権とをおなじ法理のなかで統一的にとらえることじたいが、まちがっているという。自益権は、ほんらい私権として株式に備わっているものである。他方、共益権は、個々の株主でなしに機関（会社じたい）がもつ権利であり、それは国家、地方自治体など公法上の諸団体、組合、財団など、あらゆる機関をつらぬく団体法のレベルで把握さるべきものである。株主はその団体の構成員たる資格（この資格は、出資者が社員となることによって原始的に取得する）において、「会社じたいの利益」のために行動しうるにすぎない。つまり、その行動原理は、個々人の自益権の行使（利潤追求）から区別され、あたかも国家の行動が「公共の福祉」を基底におくがごとく、高度の倫理性を基盤としてなりたつものだというのである⁹⁾。

- 1) 株式の性格をめぐる法学界の議論の概観は、北沢正啓「株式性質論の展開」(同氏著『株式会社法研究』1976年、有斐閣、に所収)を参照。
- 2) 富山康吉、前掲書、93頁。
- 3) 4) 大隅健一郎、前掲書、148頁。
- 5) 松田二郎『株式会社法の理論』1962年、岩波書店、2～3頁。
- 6) 中村一彦『企業の社会的責任——法学的考察』1977年、同文館、62～64頁。
- 7) 北沢正啓、前掲書、133頁。
- 8) 後藤泰二『株式会社の経済理論』1970年、ミネルヴァ書房。とくに同書第1、2章を参照。なお社員権説が「自己資本の他人資本化」の観点にたつこととの対比でいえば、債権説はあきらかに株式会社を「他人資本の自己資本化」の観点からとらえているといえる。たとえば、我妻栄『近代法における債権の優越的地位』1953年、有斐閣、296～297頁をみよ。
- 9) 松田二郎、前掲書、30～42頁。

社員権説、債権説の対立が、法解釈上の論理的整合性いわゆる法的ドグマの優劣にかんするものであるかぎり、本稿で議論の中味にたちいる必要はな

いのであるが、以上瞥見したところでも、両説の内容と対立点には株式会社所有を吟味するさいの手がかりが、いくつかふくまれているように思われる。

両説はいずれも、株式会社所有が法技術的にも私法における所有権一般の範疇内で把握しきれないということを、明らかにしている。その場合、いずれの説が株式会社の諸特質あるいは株式会社の近年の諸変化を積極的に射程にいられているかといえ、少なくとも現象のレベルでは、債権説のほうがであるといわねばならない。

第1に、社員権説は株式会社所有をあくまで、私的所有権の変形物としてとらえるから、「会社じしんによる会社所有」は、まったく形式的、名目的のものにすぎない。多数の株主に分散している所有こそが実質であり、その実質的な分散所有を統括して法律関係を単純化した法技術の所産が会社所有なのである。他方、債権説は、会社の所有が非人格化し、企業が客観化し財団化することに、より積極的な意味をもとめる。独自に株式債権説をとる我妻栄氏は、株式会社の発達によってむしろ「事実上の所有権は個々人から法人たる会社に移り、個々人の所有権は……『制限せられたる所有権』に過ぎなくなる、と見るを至当とする。」²⁾とのべている。また松田二郎氏も、共益権を団体法上の原理とみることから、会社所有というものを団体的所有との関係で把握せんとする。「社会の実相に従えば、個々の社会成員が何等の持分を持たない団体的所有権と個々の成員が持分を有する共有との間に段階が存在し、中間的形態を認めなければならない……」³⁾といい、公法・私法の領域にわたる諸団体をその諸段階に位置づける。そしてそうした団体的所有の性格如何と次元を画して、団体内部における構成員間の結合を、組合形態（直接の契約的結合）、社団形態（多数決による結合）と区別していくのである。

第2に、前述したように両説とも「所有と経営の分離」については、これを大株主支配と同義とみなす、あるいは少なくとも大株主支配と経営者支配とを弁別しない点で共通しているのであるが、どちらかといえば債権説のほうが、「経営者支配」という事象に固有の意味づけをする視点をもつ。それは会社・株主関係を所有関係よりむしろ契約関係とみなし、企業経営者を資本の

受託者さらに一般公共の受託者とみなす債権説の構成からいって、当然のことといえよう。

第3に、債権説は、株式会社が公法団体と共通する法理を有すること、株式会社はほんらい（歴史的に）私法よりは公法に属する組織として出発したことを強調する。のちにあらためてのべるが、これは重要な指摘である。株式会社がほんらい公法団体とみなされて出発したというその性格は、今日の株式会社においても「社会化」規定の一環をなしているからである。また今日のいわゆる組織論的経営学が、公法団体・私法団体をつらぬく組織論一般をもとめ、そのなかに会社組織を位置づけようとする、そうした思考につづるものといえよう。私見はかかる組織論的経営学を方法において受容するものでないが、しかしそうした研究分野を要請するような社会経済的な傾向が、つよまりつつあることは否定しがたいのである。

第4に、株式所有と会社財産の所有との連関は、じつは信用に媒介されてはじめてなりたっているのであるが、社員権説にはその観点が稀薄である。もっとも債権説の主唱者たる松田二郎氏の著述にも信用論的視角からの言及はみられないのであるが、たとえば実方正雄氏がこの視角によって株式債権説を支持し、展開している⁴⁾。また我妻栄氏は周知の労作『近代法における債権の優越的地位』において、所有権と債権の結合から債権の優越にいたる「財産関係」の歴史的発展の極致に株式会社の登場をえがき、したがって株式会社における「所有権の二重化」（事実上の所有権が法人に移り、他方個人の所有権は制限せられ債権者の地位に接近する）がまさにこの所有権と債権（信用）の相互規定的発展の所産であると論じている。

しかしながら、以上のような利点を認めてもなお、株式が本質的に債権であるという見解を、われわれは採ることができない。所有と経営の分離という現象を現象としては否定できないのと同様に、株式の債権化もまた否定できない現象である。債権説の如上の諸利点は、そうした現象面の変化によく対応しているところに大きな根拠をもつであろう。そしてじつはそのことが、債権説の根本的欠陥——株式についての本質論を欠くという——につながら

ていると思われる。債権に近似的に現象する株式をそのまま債権と規定してしまうならば、その本質にたちいる道は閉ざされざるをえない。資本二重化の意義、法人所有のなかに私的所有原理がいかに貫徹するかの問題、「経営者支配」下の企業行動と利潤動機との関係など、解かれるべき問題が問題として提示されえないのである。債権説はいわゆる1株1議決権の原則を否定し、株主はその有する株式数に関係なく常に一個の議決権を有するにすぎない、ただ議決のさいの分量の多寡が株式数によって計られるにすぎない⁵⁾と論じ、かかる論理によって国家・地方公共団体における住民の権利と会社における株主の共益権とを同質視するのであるが、これなどは債権説の皮相性と欠陥を凝縮して示すものといわねばならない。法解釈論としてはともかく、社会科学的には問題にならぬ議論である。

法解釈のレベルをこえて債権説への的確な批判が、かつて川島武宜氏によって⁶⁾、近年には富山康吉氏によって⁷⁾書かれている。両氏の所論はともに、資本主義制度の法的構造をあくまで私的所有権を基礎に把握し、株式会社の所有を私的所有の極限的發展形態とみて、その観点から債権説を否定していることで共通している。その観点の正しさにここでながなが言及する必要もないほどであるが、しかしながら私は、両氏の「媒介された資本所有」、「高次の形態の企業所有権」によって所有と経営の分離への所有論的解決をめざした場合に、なお不充分さないし残された問題があるのではないかという疑念をもつ。とくに問題にしたいのは、両氏の「会社じしんの所有」、「株主の共有」にたいする理解である。まず富山氏の場合には「会社じしんの所有」とは法技術以外の何ものでもないから、株式本質を論ずるさいにその意義はほとんど考慮されていない。氏が「高次の所有権」というのはあくまで、私的所有ががんらい個人的分散的な所有・機能であることのわくを破って一方に機能資本を集中し、他方にそれを大株主の私的所有によって支配する権利・機構が成立することを指すのである。

川島氏の場合にはやや異なる。資本の集積・集中にともないまず「合手的共有」としての合名・合資会社が出現し、さらにすすむと株式会社にいたる。

「それはもはや箇々の資本所有者の外的な結合ではなく、独立の存在としての団体 corporation である。……株式会社においては、資本は、独立の存在たる団体を媒介して完全に二重の存在に分裂する。資本はまず第1には、独立の団体としての会社の現実的な資本として、一の直接的な私的所有であり且つ『擬制された個人』としての法人の個人的所有である。が第2に、この会社の資本は、会社の人的団体関係をとおして『株式』として観念的に株主によって所有される。株主は直接には会社の現実的資本に対し持分をもたず、団体の構成員としての人的関係として間接的にのみこれを所有する。⁸⁾」やや理解しにくいところもあるが、合名会社の「合手的共有」にたいして株式会社の「共有」(「株主の社会的所有」)の性格が表現されているといえよう。ここでは「法人の個人的所有」(会社財産の所有者はその会社じしんであるということ)は「擬制」であるが、それは個々の資本所有者が単なる外的結合でない「独立の団体」を結成しているからこそその擬制であり、実質的な「共有」の表現であることを、川島氏なりに説いていると私は解するのである。⁹⁾「共有」をなぜ「法人の個人的所有」に擬制せねばならないかというところに、株式会社における私的所有原理の貫徹の問題がこめられているであろう。法学界には法人実在税・擬制説をめぐる周知の論争があるが、實在説が法技術と実体を混同しているという意味では擬制説からの實在説批判は正しいとしても、同時にかかる擬制の根拠になっている社会的実体の究明が必要であろうと思う。大株主の私的所有による会社の究極的支配ということと「法人の個人的所有」、「株主の共有」とは、ほんらい統一的に把握されなければならないのではないだろうか。

1) 大隅健一郎、前掲書、148頁。

2) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』1953年、有斐閣、298頁(傍点、森)。

3) 松田二郎、前掲書、130頁。

4) 実方正雄『会社法学Ⅱ』1900年、有斐閣、215頁以下。

5) 同、257～258頁、松田二郎、前掲書、60～62頁。

6) 川島武宜『所有権法の理論』1900年、岩波書店。

7) 富山康吉「株式と資本所有の論理的構造——株式債権論の検討批判」(富山、前

掲書に所収)。

- 8) 大隅健一郎氏も「会社事業は法律的には法人たる会社の所有に属するが、経済的には全体としての株主に属する。株式はこの法律的形式的には会社の所有に属し、経済的、実質的には株主の全体に属する会社事業について株主が有する観念的な分前を示すものであり、それが法律的には株主権としてあらわれているのである。」

(大阪「いわゆる株主の共益権について」松本先生古稀記念『会社法の諸問題』1951年、有斐閣、所収、150頁、傍点は森。また氏の『株式会社発生史論』170頁にも類似の文章がある。)とのべている。この面では「形式的な法人所有」が実質的には「株主の全体」という意味での「共有」だとのべられているように読みとれる。ところが他面で氏は前述(36頁)のごとく、法人所有は「多数の株主に分散している所有」を統括して法律関係を単純化したものだと言っているのであって、「実質的な共有」論ではない。むしろ共有(総有、合有などと区別されるところの)という概念そのものが、実質的な分散所有を単一の所有に統括する法形式だと解すればよいのであろうか。また、大隅氏のこうした主張と川島氏の如上の所論とは「共有」論においてはきりちがうと解してよいのであろうか。法学門外漢にはまことにわかりにくい文言である。

3.

マルクスの株式会社論についてはすでに多くの論稿が書かれているが、上のような所有論的視角から吟味したものはかならずしも多くない。『資本論』に散見されるマルクスの株式会社にかんする叙述のうち、本稿の主題にとくにかかわりがあるのは、第3巻第5篇「利子と企業者利得とへの利潤の分裂、利子生み資本」の各章における叙述である。

まず第23章(「利子と企業者利得」)でマルクスは、総利潤の利子と企業者利得への量的な分割が質的分割に——利子が資本所有に帰属するものと現象し、企業者利得が機能資本に帰属するものと現象するというように——転化することをのべる。そのように利子が資本所有そのものの果実として社会的に容認されると、他方企業者利得は資本所有から独立したものとして、すなわち非所有者の機能の結果として現象するようになる。こうして機能資本家が、所有から分離されさらに資本からさえ離れて、むしろ監督労働者として現われるにいたるのである。マルクスは機能資本家のかかる機能が、一面でオーケストラの指揮者のようないかなる結合的生産様式でも行なわれなけれ

ばならない生産的労働たる性質と、他面で階級支配のための歴史的に独自の性質との、二重性をもつと規定している。

「資本主義的生産それ自身は、指揮の労働がまったく資本所有から分離して街頭をさまようまでにした。だから、この指揮労働が資本家によって行なわれる必要はなくなった。」資本主義体制のなかにおいて、そのことを積極的に実証した生産形態は協同組合であり、そのことを資本じしんが客観的にいわば消極的に示したものが株式会社だという。

このように第23章では、利子と企業者利得との質的分割したがって所有資本家と機能資本家との分化の論理が、そのまま株式会社における株主と経営者の分離をもとりこんでいるのであって、双方の厳密な区別はこの章の課題になぜていない。資本が「貸付」という形態で所有資本家から機能資本家に譲渡される場合と、所有資本家じしんによって「投資」され（貨幣が前貸しでなく株券と交換され）その運用が機能資本家に委ねられる場合との厳密な区別がない以上、株式会社にたいする所有関係はここでは明らかになりようがないのである。

その点もっともたちいった記述が、第27章「資本主義的生産における信用の役割」であたえられる。それは、「Ⅲ 株式会社の形成。これによって——」および「Ⅳ 株式制度」における記述である。まずⅢでマルクスは、①、個人企業には不可能だった大規模生産が株式会社によって可能になり、同時にかつての政府事業が株式会社でおこなわれる。②、資本がここでは直接に個人資本に対立する社会資本（直接に結合した諸個人の資本）の形態をとり、企業が個人企業に対立する社会企業として現われる。「それは資本主義的生産様式そのものの限界のなかでの、私的所有としての資本の廃止である。」③、「現実には機能している資本家が他人の資本の単なる支配人・管理人に転化し、資本所有者は単なる所有者、単なる貨幣資本家に転化する。」貨幣資本家が受けとる配当は利子とは異なる範疇にありながら、それは利子の形態でのみ、すなわち資本所有の報償としてのみ受けとられ、他方、支配人の報酬は賃金の一部としてあらわれる。「上は支配人から下は日雇い人に至るまで現実に生

産に従事するすべての個人」と生産手段所有とが対立する。「株式会社では、機能は資本所有から分離されており、したがってまた、労働も生産手段と剰余労働との所有からまったく分離されている。このような資本主義的生産の最高の発展の結果こそは、資本が生産者たちの所有に、といってももはや個々別々の生産者たちの私有としてのではなく、結合された生産者である彼らの所有としての、直接的社會所有としての所有に、再転化するための必然的な通過点なのである。」

Ⅲでは、株式会社が個人企業に対立するいわば社會企業であること、所有と機能の分離が——利子と企業者利得の質的分割は個人資本家さえをも所有者としての自分と経営者としての自分に分けて観念させるといった、そうした観念、抽象次元でなしに——完全に現実のものとなること、この分離が現実化し徹底すれば機能資本家は単なる支配人・管理人に転化すること、私的所有がこうに生産過程にたいして無力化する現象は、直接生産者による社会的所有への歴史的通過点であることがのべられている。しかしその現実の株式会社を誰が所有するのか、誰が支配するのかは、依然明らかでない。その問題を扱うのは、つぎのⅣである。

Ⅳでは、まず信用の次元でつぎのようにいう。「……信用は、個々の資本家に、または資本家とみなされる人々に、他人の資本や他人の所有にたいする、ある範囲内では絶対的な支配力を与える。自分の資本にではなく社会的な資本にたいする支配力は、資本家に社会的労働にたいする支配力を与える。人が現実に所有している、または所有していると世間が考える資本そのものは、ただ信用という上部建築のための基礎になるだけである。」

このように信用が、他人の所有にたいして「ある範囲内」では「絶対的な支配力」をあたえる。しかもその支配力を得る者は、個々の資本家だけでなく「資本家とみなされる人々」でもありうる。こうして「所有」から「支配」が自立化する契機があたえられるのである。信用を手段とする資本集中によって、「収奪はここで直接生産者から小中の資本家そのものにまで」及び、ついに「すべての個人からの生産手段の収奪」にまで達する。

これを現実とするものも、株式制度なのである。「……生産手段は、社会的生産の発展につれて、私的生産の手段でも私的生産物でもなくなるのであって、それは、それが結合生産者たちの社会的生産物であると同様に、彼らの手にある生産手段、したがって彼らの社会的な所有でしかありえないのである。ところが、この収奪は、資本主義体制そのもののなかでは、反対の姿をとって、少数者による社会的所有の取得として現われる。……株式制度のうちには、すでに、社会的生産手段が個人的所有として現われるような古い形態にたいする対立が存在する。しかし、株式という形態への転化は、それ自身まだ、資本主義的なわくのなかにとらわれている。それゆえ、それは、社会的な富と私的な富という富の性格のあいだの対立を克服するのではなく、ただこの対立を新たな姿でつくり上げるだけなのである。」

株式会社所有の問題に限定してこのⅢ、Ⅳの論点を読みとるならば、つぎのようにいえるであろう。株式会社が「社会企業」であるという場合、ここではまず個人企業の蓄積をこえる大規模生産・「結合された生産者」による生産を指し、さらにかつて政府事業だったようなものが株式会社に担われていることを指し、そして生産手段が「直接に結合した諸個人の資本」つまり「社会的所有」に転化していることを指している。信用がかかる「社会的所有」への私的な支配を実現している。私的所有が生産過程から無力化し配当が利子の形態でのみ受けとられ、他方で機能資本家が支配人・管理人に転化するのであるから、ほんらいの「資本家」概念は所有資本家にも機能資本家にもあてはまらぬものとなるであろう。

マルクスが株式会社における所有と機能の分離というときには、その所有はあくまで個々の資本家の出資＝私的所有である。それは中小株主の株式にだけ生ずるのではなくて、すべての株式の性格を規定している。しかし株式会社の現実資本すなわち「直接に結合した諸個人の資本」は、生産過程で機能する主体であってそれが機能から分離することはいえない。マルクスはそれを実質的に直接生産者たちの共有＝社会的所有に転化していると解するわけである。しかしまた、株式会社は資本主義的なわくのなかにあるから、

直接生産者たちの共有という実質をそのまま示すことはできない（資本主義的なわくのなかでその実質を直接に示しているのが協同組合である）。信用にもとづく他人資本・他人所有支配の手段によって、むしろ少数者がその社会的所有を自己のものにするというのである。

これは今日の株式会社所有をかんがえる場合のまことに興味ぶかい示唆をあたえてくれるが、むろんそれは十分に展開されたものではないし、疑問の余地ない内容ともいいがたいのである。とくに問題としなければならないのは、「直接に結合した諸個人の資本」からなる株式会社を、ただちに実質的な直接生産者の共有＝社会的所有とみていることである。株式会社は信用に媒介された結合資本であるから個々人の株式所有をそのまま現実資本への部分所有とみなしえないというのは正しいが、それは株主全体によるいわば資本家的共有であって、直接生産者による共有に短絡すべきではないのではないのか。私的所有は生産過程にたいして無力化しても、資本家的共有による生産過程の掌握すなわち直接生産者たちへの支配は、十分に実質をもっているはずである。株式会社によって資本・労働を分ける所有関係が直接に変容するのではなく、あくまで基本的には資本の内部における所有関係の変化——資本家的共有の形成、それを少数者によって支配するメカニズム——があり、それが資本・労働関係をも変化させると解すべきではないだろうか。資本家的共有と直接生産者の共有との区別が明瞭でないために、マルクスでは「少数者」の支配・中小株主への収奪という事態と、「少数者」による直接生産者の支配との区別も明瞭でない。この点を明確にしないまま、株式会社と協同組合とを「資本主義的生産様式から結合生産様式への過渡形態」と同列視するのも、問題があるといえよう。それらのことは根源的には、社会諸階級の両極分解や独占の認識にかんする、マルクスの時代の歴史的制約を示すものともかんがえられる。

- 1) K. マルクス『資本論』（「マルクス・エンゲルス全集」大月書店、第25巻、第1冊）397頁（全集ドイツ語版のページを示す）。
- 2) 同上、400頁。

3) 同上, 452~456頁。

ではそうした歴史的制約にもとづく株式会社所有についての問題点は、20世紀の株式会社論において、どういう方向でどの程度解決されてきているだろうか。2, 3の著述を検討してみよう。

まずとりあげるのは、ヒルファディングの『金融資本論』である。同書第2篇の株式会社論のなかから、株式会社所有にかんするヒルファディングの理解をうかがうことができる。

まず彼は、「生産手段の所有者たちはもはや個人個人としては実存しない¹⁾」、「株は生産資本そのものをけっして代表しはしない²⁾」ことを明言している。では生産資本そのものの所有は誰の手にあるのか。ヒルファディングは問題をそのようには論じないで、むしろ所有（私的所有）が現実資本から分離したことのみを強調する。

この分離によって「機能」と「所有」はそれぞれどうなるか。「機能」のほうについて、ヒルファディングはつぎのようにいう。「産業的集積運動の所有運動からの分離は重要だ。というのは、これによって前者はますます技術的経済的諸法則にしたがいさえすればよくなって、個人所有の壁からは独立するからである。同時に所有の集積ではないこの〔産業的〕集積は、所有の運動によってまたそれと同時にうまれる集積および集中とは、区別されねばならない。」³⁾つまり彼は、生産の集積と所有運動による（資本の）集積・集中を区別したうえで、生産（機能）と所有が分離した以上、生産活動たとえば機械・技術の採用や他工場の吸収などは所有（資本）利害をはなれてもっぱらその技術的経済的合理性を追求するようになってきている、したがって私的所有による制約や歪曲をこえて発展しうようになってきていると、説くのである。彼はこの観点を、主として個人企業にたいする株式会社の優位性として、資本調達力の優位と併せて提示するのであるが、それにしても株式会社の集積の動力を現実⁴⁾に所有から、所有利害から分離されたものと説くのは、まことに問題だといわねばならない。しかも彼は他方で多数株を有する少数者による会社支配にも言及しているのであるから、そうした所有（支配）と

生産活動との関係が論じられなければならなかったはずである。

つぎに「所有」のほうについて。「株式制度の拡大につれて、資本主義的所有はますます次のような制限された所有となる。つまり、資本家には単なる剰余価値要求権だけをあたえるが、生産の行程に決定的干渉をすることはゆるさ⁵⁾ないところの所有となるのだ。」ヒルファディングは資本が二重化することによって所有も二重化するというふうにはいわないで、所有が「制限された所有」になり、「所有者はより少ない権利の所有者になる」という。このような所有の制限によって生産資本に生じた間隙は何によって埋められるか。それは「所有」から相対的に独自化した「支配」であるようにも読めるし、また「小資本家たちの最大多数の所有の制限」と対照的に少数の大資本家の所有が拡張せられるというようにも読める。彼は、結局大株主が企業全体を制することを各所でのべている。これを彼らの所有の拡張と解するならば、そもそも如上の所有と機能の分離論がなりたたない。しかし反面、所有と区別される支配概念が自覚的に提示されているわけでもないのである。

そういう不明瞭さも問題であるが、ヒルファディングの株式会社所有論のなかで最も特徴的なのはむしろつぎの点であろうと思われる。

彼はいう。株式への投資は貸付とちがって貨幣を決定的に手離したのであり、しかもその貨幣は生産資本の購買によって売り手にわたったのだから、株式はもはやこの貨幣を代表しえない。「とはいっても、株は生産資本そのものをもけって代表しはしない。というのは、第1に、株の所有者は生産資本のどの部分についても請求権はもたず、ただ収益についてそれをもつだけであり、第2に、株がもし生産的に機能しつつある資本の持ち分を現実にあらわすものなら、倉庫証券または積み荷証券のように、なんらかの具体的使用価値を代表しなければならないはずだが、そうではなくて、それはただ一貨幣額⁶⁾についての請求権をあたえるにすぎないからである。」

株式がいかなる「物」として所有対象になるのかという場合、われわれは現実資本価値に直接規定された株式額面（この面において出発点から債務証書と区別される）、資本が商品として売買される価格としての利回り（利子生

み資本一般との共通性), 配当を資本還元した擬制資本価格としての株式相場(利子生み資本一般の運動をこえる)の三面を, その「物」の「価値」としうる。この三面の相互の関連を統一的につかむことが株式「所有」の意味をあきらかにするはずである。しかしヒルファディングの場合『金融資本論』第2篇をつうじて, 所有対象としての株式はほぼもっぱら相場価値として把握され, 額面価値の意義は黙殺されている。わずかに注に「株式相場と生産資本との価値との関係は, いまでは次の点にあらわれるにすぎない。すなわちそれは企業の破産にさいして他のすべての債権が支払われたのち, 破産財団のうちから分数として株の分けまえに帰する価値部分より以下には株式相場が低下しえないということである。」という一節があるが, その意義についての洞察はみられない。彼は生産資本と株式資本への二重化が生じたとのべたあとには, もっぱら所有を「株式資本」の側でとらえる。その「株式資本」の価値とは純粋に擬制的なものであって現実資本価値を反映していない。ただ収益を反映しているだけである。創業者利得なるものも彼にあっては, 現実資本価値と株式相場との差としてでなく, 利子を生む資本と利潤を生む資本との差として説かれていることに留意すべきであろう。

株式はほんらいその額面まで払いこまれなければ発行が成立しない。そういう現実があるからこそ, 現実資本にたいする比例的持分が観念されうるのである。ヒルファディングが株式会社を論じて配当や投機や創業者利得を独自の経済的範疇として解明したことは, 大きな功績であるが, 彼が株式資本の運動の独自性を強調するまさにそのことが, 株式と生産資本の関係の切断しがって生産資本じしんの所有関係への視点の欠落につながっていることを, 難点として指摘せざるをえないのである。多数株の所有者が小中資本家を収奪し会社資本を「支配」する根拠についても, マルクスをこえる説明をなしえていないといわなければならない。

- 1) R. ヒルファディング『金融資本論』(林要訳, 国民文庫版, 第1分冊の頁数, および Dietz Verlag, Berlin 1955. の原書頁数で示す。)邦訳251頁, 原書169頁。
- 2) 同上, 邦訳256頁, 原書174頁。

- 3) 同上, 邦訳250頁, 原書168頁。
- 4) 同書のたとえば, 邦訳242頁以下, 原書163頁以下。
- 5) 同上, 邦訳250頁, 原書169頁。
- 6) 同上, 邦訳256頁, 原書174頁。
- 7) 同上, 邦訳211~212頁, 原書177~8頁。

マルクスには、株式会社における資本の二重化にともない、株式の「私有」に対応して生産資本の「共有」という視点がある。しかしその共有をただちに直接生産者の共有（社会的所有）につなげた点に、難点をのこしているように思われる。ヒルファディンクの場合には、生産資本への所有の観点は稀薄である。資本の二重化にともなう所有（私有）の制限のみが強調されているのである。

生産資本にたいするいわば資本家的な共有という観点を明確にうちだしているのは、B. П. シュクレドフである。¹⁾

シュクレドフによれば、「私的所有としての資本」は、資本運動じしんの展開にともなって刻々止揚されていく。まず利子生み資本の成立によって、すなわち資本家が他人の資本を使用して剰余価値の一部を取得することによって、それを「社会的資本として、彼の所有でない資本として利用²⁾」することになる。ついで、銀行に集まる貨幣資本が「他人の資本と他人の所得とを自由に処分する」ことを可能にし、「直接に社会的な結合資本の形態」へ、私的所有から「結合所有、一定の資本家グループの所有への転化傾向」をおしすすめる。しかしその結合資本は未だ貨幣資本の形態にとどまるのであって、再生産の場の資本は私的所有としての資本として存在しつづける。株式会社においてはじめて「産業資本全体が結合資本に転化⁴⁾」するのである。

「結合資本がいかなる形態をとってしようと、それが貨幣であろうと生産手段であろうとあるいは生産された商品であろうと、直接的には各個の株主はこの結合資本の所有者ではない。所有者としての株主に属するのはその会社の株式の特定部分だけである。私的所有はここでは株式の形態で存在する。株式が擬制資本であるかぎり、株主は擬制資本の私的所有者である。……

現実的資本についていえば、客観的には、それは擬制資本にたいして自立した一全体であって、その機能的運動は個々の私人間への株式分配の変化とは⁵⁾なんのかわりももたない。」

「このように、株式会社においては、現実的資本が直接的に社会的な形態をとったうえで、結合資本家の姿をとって人格化されるのにたいし、各個の株主は擬制資本を人格化する。社会的資本は特定の一個人の人格と不可分に癒着することはない。」⁶⁾「以前に発生した、資本家の貨幣資本家と機能資本家への二重化は、株式会社においては、私的擬制資本の結合機能資本からの分離に成長転化する。諸個人の純粋貨幣資本家への……⁷⁾転化は、産業資本家の結合資本家への転化をとまう。」

みられるようにシュクレドフは、株主を擬制資本にたいする私的所有者とし、現実資本にたいしてはこれを全株主（結合資本家）の共有と、明瞭に規定している。この結合資本家の人格化あるいは法律的な表現が、「会社じしん」・法人なのである。前述のごとく解釈法学が法人所有＝共同所有を単なる形式、法技術とみなすのところが、シュクレドフはかかる形式の根源にある所有の実質的な変化を剔出したといつてよい。

そこでつぎの問題は、株主の私有と現実資本との関係如何、すなわち生産過程に私的所有の原理がいかにつらぬかれるかである。それについてシュクレドフはつぎのようにいう。

「もちろん、現実資本と擬制資本のあいだに相互関連が客観的に存在しているのと同様に、資本の社会的所有も擬制資本の私的所有からきりはなされてはいない。後者の経済的実現は株式会社の所有の経済的実現にかかっている。当該株式会社の事業のすすめ方にたいする株主の物質的関心はこのことによって客観的に規定されている。この事業にたいする各株主の事実上の影響の可能性はかれに属する株式の数に依存しているから、擬制資本の私的所有が少数者である大株主の利益のために社会的所有を事実上利用することにたいしてもつ意義はまだのこされている。」⁸⁾「……株式会社の所有にたいする各個人の事実上の関係は、結合資本家の階層制的構造のなかに占める各人の

位置にかかっている。⁹⁾

上の文だけではかならずしも明快でないが、シュクレドフはおそらく、信用を手段とする他人資本支配を極限におしすすめてなった株式会社が、あくまでそうした私的所有による支配集中の性格から離れうるものでないことをいっているであろう。と同時に彼は、その大株主でさえ、会社経営にたいして自分だけの排他的な裁量でふるまえるものでないことをも力説している。会社資本はあくまで結合資本として存在するのであり、大株主は結合資本家の階層的構造のなかで支配的地位を占めるものにすぎないからである。彼は所有から自立化した支配という表現よりも、大株主（少数者）が占める支配的地位のゆえに社会的所有を「利用」するという表現を好んで用いる。「結合所有は、私的取得が維持されるばかりでなく、少数者の利己的な利益のために結合生産の利点を利用するあらたな可能性も開かれる形態である。」¹⁰⁾マルクスが「少数者による社会的所有の取得」と書き「所有と経営の分離」論批判者たちが大株主の会社「支配」を強調するのとくらべて、シュクレドフのいう「少数者による社会的所有の利用」はやや緩和されたびびきをもつ。「利用」という表現が的確かどうかには疑問ものころが、ともあれそのことが彼の「結合所有」の規定に由来すること、彼がさらに結合資本のいっそうの発展——独占諸形態の展開、国家の経済的介入の強化、所有の公有形態など——によって資本家の結合体の意志を支配する機構が高度化・社会化し、大株主だけでなく上層管理者もその機構に包括されていくことに言及していることなど、積極的な意味をもっている面にも注目したい。

シュクレドフの論稿には私がらみて異論もいくつかあるが、本稿でそれをあげつらう必要はない。株式会社の現実資本を基本的に資本家的共有と規定すべきこと、共有であるからこそそれを誰が「支配」するかが焦点となること、「支配」は究極において私的所有を貫徹せざるをえないこと、を全体として理論的に基礎づけている点において、この論稿はたかく評価さるべきものとかんがえる。今後の課題はむしろ、そうした観点をどう今日の現実の解明に生かすかということであろう。

- 1) B. П. シュクレドフ「私的所有としての資本の止揚過程」(ツァゴロフ・キローフ共編, 宇高基輔訳『資本論と現代資本主義の諸問題』協同産業KK出版部, 1968年に所収)
- 2) 同上, 邦訳168頁。
- 3) 同上, 邦訳169~170頁。
- 4) 同上, 邦訳170頁。
- 5) 同上, 邦訳171~172頁。
- 6) 同上, 邦訳174頁。
- 7) 同上, 邦訳175頁。
- 9) 同上, 邦訳176頁。
- 10) 同上, 邦訳177頁。

じつは、わが国でシュクレドフの上の論稿より早い時期に、鎌田正三氏がやはり株式会社を資本家の共同所有（社会的所有）と明確に規定していた。¹⁾

「所有と経営の分離」の検討にさいして鎌田氏は、「所有」概念と「出資」概念とを区別する必要を説く。「出資」は個々の株主の所有すなわち私有に帰する概念であるが、「所有」は出資者全体のもの（共有）に転化している。だから所有と経営の分離ではなく、むしろ出資と経営の分離であり、所有の私有から共有への転化というべきなのである。個々の株主の資本が「出資」として現実資本になっている意味において、株式＝擬制資本と現実資本は関連しあう。そして株式会社「所有」は「出資」の結合体、社会的存在形態である。かかる関連において、一握りの出資（私有）によって全出資（共有）をすなわち現実資本を「支配」することが可能になる、ゆえにこの社会的所有の出現は私的所有を止揚せず、かえって社会的所有というかたちで所有の私的性格を拡大させるのだ（具体的には少数者に利用せられるための社会化とならざるをえない）、こう氏は説いているようである。

さらに鎌田氏はつぎのようにもいっている。「なお、『所有』を純粹に擬制資本所有に転化することにより、所有を擬制資本所有のみに解消しえない。一株の所有は株主が主観的にどう考えようと、客観的には共同所有（共同出資）の構成分であり、生産手段の『所有』の一分肢——もちろん独自のには所有とはいえない——がふくまれているからである。」氏の意図としてはおそ

らくこれは株式債権説批判にあてられた文章であろうが、前述のようにヒルフェディングの株式会社所有観の大きな欠陥が、やはりこの点の把握にあったのである。

鎌田氏のこうした見解や分析視角は、これまでの「所有と経営の分離」論議のなかで当然重視されてしかるべきものであった。しかしながら実際には、ひとつには主張がアメリカ独占企業を分析した氏の著書のなかに注記のかたちでのべられたにすぎないこと、もうひとつにはそうした理論の現実への適用・展開がその後氏によってなされなかったことなどがおそらく理由となっていて、これまで研究者の注意をひいたことがほとんどなかったように思われる。シュクレドフの論稿にたいしてのべたのと同じく、われわれの今後の主たる課題は、理論的にたかく評価さるべきこうした観点を、今日の現実の解明にどう適用していくかということであろう。

1) 鎌田正三『アメリカの独占企業』時潮社、1956年、141～142頁。

以上のようにわれわれは、株式会社におけるいわゆる資本の二重化が、所有論的には擬制資本にたいする私的所有と現実資本にたいする共同所有とを併存せしめているという見解に到達した。そのことの今日的意義を以下にさぐるに先だって、このような私有と共有の固有の性格を、所有の歴史的変遷のなかから析出しておく必要がある。それを次節においてかんがえてみたい。

4.

史的唯物論によって人類史上の諸生産様式をアジア的、古代的、封建的、近代ブルジョア的と画したとき、その画期の根拠が生産手段にたいする所有関係にあり、それは共有（原始共同体社会）→私有（古代奴隸制、中世封建制、近代資本制社会）→高次の共有（社会主義、共産主義社会）として定式化しうるものだというのが、定説的な理解である。かかる歴史観をマルクス・エンゲルズの多くの著述に見出すことも容易である。しかしながら近年の

マルクス所有論をめぐる論議のなかに、人類史におけるもう一条の系列を重視するものが現れた。それはたとえばマルクス『経済学批判要綱』にみられるつぎのシェーマ、《労働者と労働手段の本源的统一（即時的結合）→労働者と生産手段の分離・切断→本源的统一の高次復活》を指す。労働者と生産手段の分離が顕現するのは資本制社会であり、奴隷制・農奴制は未だ労働手段たる土地との即時的結合から離脱していないゆえに、この系列ではおのずから、無階級社会→階級社会の視点よりも前資本制→資本制社会の視点が重視されることになる。

この二条の系列をめぐる論議にここで立ちいるつもりはないが、本稿の主題にそくして最小限つぎのことはいねねばならない。上の二条のいずれをより基本的とするかというなら、奴隷制・農奴制・資本制を剰余労働の搾取の三形態として総括することを可能にした第1の系列のほうであると私はかんがえているが、しかしそれに第2の系列の観点を積極的にあみこむ必要がある。マルクスが晩年までその観点を保持していたことはあきらかである。しかしながら後年たとえばスターリンが、いわばスターリン的明快性をもって史的唯物論を定式化したときには、その観点は¹⁾いちじるしく稀薄となり、第1の系列だけを絶対視する傾向が生れた。それは第1の系列じしんの内実を矮小化することにもつながったように思われる。

そうした傾向が生みだした難点を所有問題にかぎっていうと、ひとつに「所有」を生産関係の中軸概念としてはじめに前提してしまい、人類史を「誰が生産手段を所有するか」だけにしばって区分するゆえに、所有じしんの内にある発展・変化が軽視されることになった。そもそも生産手段にたいする所有という概念は、資本制以前にはきわめて未成熟なものであった。私的所有制および商品経済の進展にともなって、歴史的に概念としての内実をととのえてきたものなのである。原始時代の共有＝社会的・集团的共有とは、いうまでもなく私的所有に対立する概念としても、非所有に対立する概念としても成立していないものである。封建時代においてさえ、土地を領主の「所有」とし農民はこれを「占有」する²⁾というように、所有概念を支配者の

側だけでとらえるならば、所有の歴史的 성격はゆがめられざるをえないであろう。社会主義社会が「社会的・集团的所有の高次復活」だといっても、私有から全人民的所有への所有の形態変化のみが強調されるならば「高次」の真の意味——いわゆる否定の否定として個人的所有・個の解放を内に含んだ共有たる意味——は捕捉しがたいであろう。

難点をさらにいえば、奴隷制・封建制・資本制を私的所有から一括する視点のみでは、奴隷制・農奴制の文明社会にたいする過渡的性格——労働者と生産手段の即時的結合を基礎とする——が軽視されざるをえない。いわゆる経済外的強制はスターリンの⁴⁾いうように封建制度にとって副次的要因だったであろうが、なぜに副次的・強化促進の要因として封建制に経済外的強制がともなわざるをえなかったか、領主の「土地所有」のみをもって支配を全うしえなかったかは、決して小さな問題でない。所有概念の内実³⁾に直接かかわる問題なのである。

マルクスが株式制度を「資本主義的生産様式そのものの限界のなかでの私的所有としての資本の廃止」といい、株式会社の所有を結合生産者の直接的社会所有に再転化するための「必然的な通過点」だといった、その意味をふまえながら、今日の株式会社における「資本家の共有」の歴史的 성격を解明するために、上の難点を克服すること、すなわち如上の第1の系列に第2の系列の観点をあみこむことが必要なのである。

- 1) たとえばスターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』1938年、石堂清倫訳、国民文庫版、128頁以下。
- 2) 領主＝「所有」、直接生産者（農民）＝「占有」という対置が明白におこなわれるようになったのは、スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』1951年につづく「封建的土地所有」論争においてであったようである。なお甲斐道太郎『土地所有権の近代化』1967年、有斐閣、第1部第1章を参照。そこには、スターリン的定式を容認しながら、他方で、法制史上の研究が示す封建的土地所有の固有性（いわゆる上級・下級所有権の存在）をも認め、両者をいかに矛盾なく統一させるのかという甲斐氏はかの研究者の苦衷がうかがえる。
- 3) 第1、第2の系列ともに弁証法的唯物論の否定→否定の否定の適用が想定されているが、これを教条的・機械的に解釈して、歴史過程において、否定がかならず

二つの契機によって低次→高次復活の運動をするというのはあやまっている。今日の弁証法的唯物論は、すでにそうした方法の機械的適用の水準をこえていると思われるが、その意味で、第2の系列に否定の否定の論理を適用するのには、とくに問題がありそうである。

4). スターリン、上掲『経済的諸問題』第8章。

マルクスは『経済学批判要綱』（「資本制的生産に先行する諸形態」）において、「所有とは本源的には……」との書きだしで、つぎの三つの規定をあたえている。¹⁾①、自然のなかにある人間が同時に自然に向きあい働きかける（＝関係行為する）いわば生れながらの自己の肉体を非有機的肉体にまで延長すること、それが所有の原点をなす。②、そうした自然にたいする人間の関係行為（人と自然＝物との関係）は、かならず人の共同体・種属への帰属をつうじておこなわれる。③、所有権というのは生産活動を離れて観念的に生じたものでなく、自然にたいする「自分のもの」としての意識的關係行為が共同体のなかで認められることにほかならない。

この意味において「所有」は、原点においては労働過程的カテゴリーでも生産関係のカテゴリーでもいづれでもありうる。確立した所有は一から十まで生産関係のカテゴリーであろうが、²⁾上のように人間（内的自然）も土地（外的自然）も未だ人間労働の所産ではなくて、労働者と労働手段が即時的に結合されている状態のもとでは、所有は「生産関係の総体」として生産力と区別され対立する位置になおついていない。つまり概念として未成熟なのである。そのような本源的な所有の性格は、奴隷制・農奴制の社会にも尾をひきながら、しかしあらたに剰余労働の収奪にかかわる所有概念、占有から自立し占有に対立する所有概念の形成史がはじまる。後者の所有＝私的所有と区別するかぎりでは、われわれは本源的な所有（原始共同体の所有）を「共有」と規定するのである。

かかる本源的な所有から区別される、古代のたとえばローマ社会における所有概念はいかなるものであったか。通常ローマにおける所有権概念は、その観念性、絶対性、私的性質の三面を備える点で近代法の原型をなしており、

中世ゲルマン法のゲヴェーレの観念よりも近代法に類似していると解されている。このことは、所有概念の歴史的展開のなかでどう解釈すべきことなのだろうか。

マルクスは上掲書において、それをつぎのように説いているようである。³⁾
ローマ的共同体はアジア的なそれと異なり、共同体が存立する必要から共同体以外の統一体（専制政府）を要請するのでなく、むしろ共同体と共同体との接触から統一体を要請する。そして共同体内部でなしに共同体間の関係からでた諸規律こそが、ローマ古典法を特徴づけるようになったと。

周知のようにローマは、紀元前4世紀には今日の東京都の1/10ほどの面積の小都市国家だったが、わずか600年のあいだに今日の西ヨーロッパ大陸全体さらにイギリス、中近東、アジアの一部におよぶ大帝國に発展した。したがって共同体と他共同体との接触、交易、戦争、征服こそ、共同体じしんの生存法則、経済的条件をなすものであった。この過程こそ、共同体が自然的な性格を脱して進化するための必然的な第一歩だったのである。

交易、戦争、征服の展開のなかから上級氏族、下級氏族、自由民、奴隸などの分化が生じたのとおなじく、所有と非所有、所有と占有、共有と私有などの観念もその部面でとりわけ鋭く形成されてきたといえよう。⁴⁾したがって所有の観念はまず「動産」において顕現する。古代においては「富が生産の目的としてあらわれてはいない」⁵⁾のであるから、富＝物にたいする所有の観念が略奪・交易・商品経済の部面において形成されたことが、そのまま共同体の生産の場面における所有観念となるわけではない。⁶⁾征服によって拡大された土地はいわば国有財産・公有地となり、貴族がそれを占有・使用したが、それはさらに被保護民に分与され、そうした分与・個別的耕作の進展につれて土地私有の観念に転化していった、とマルクスは解しているようである。⁷⁾近年の法制史研究の説くところによれば、ローマ的所有権といっても、それは最初からかつ一律に観念的・絶対的なものだったのではない。所有権を示す統一的用語（dominium, proprietas）は初期には存在せず、物にたいする使用、収益、占有、所有などさまざまなニュアンスの用語を重ねて所有権を

意味せしめていた。所有は「物の上の事実上の力」として占有と弁別されていなかった。とりわけ土地については単一の所有（絶対的所有権）だけでなく、同一の土地に複数の支配力がありえた（相対的所有権）点で、ゲルマンのゲヴェーレ的観念がそこに見出されるという⁸⁾。またローマ帝国の外延的拡大が頭打ちとなった5、6世紀以降、共同体内部に浸透したいわゆるローマ卑俗法では、古典法と異なり「占有・所有・他物権の概念上の区別、抽象的な売買概念などはもはや用いられなくなってしまった。」⁹⁾このことをもってしても、ローマ所有権の観念的、絶対的、私的性格なるものが共同体内の生産から直接に生みだされたのではなくて、共同体発展の特殊な一段階の所産であることがうかがえるであろう。生産手段たる土地の共有（公有）は、生産のいわば外において私有と対立するにすぎない。

生産の場面においては、ときに同一の土地上に両方の観念が共存し、また私的土地所有そのものが公的土地所有に媒介されて存在したのである。占有と所有の対立も同様である。奴隷は生産手段所有者にたいする非所有者として奴隷なのでなく、むしろ土地占有者にとっての労働諸条件の一部をなすものとして奴隷なのである。

- 1) マルクス『経済学批判要綱』邦訳、大月書房、第Ⅲ巻、425～427頁。
- 2) 林直道『史的唯物論と所有理論』大月書房、1974年、114頁。
- 3) マルクス、上掲『要綱』410頁以下、420頁。なお、その観点からの実証として、弓削達『地中海世界とローマ帝国』岩波書店、1977年を参照せよ。
- 4) この観念が、原始社会のアジア的生产様式にすでに芽生えたことをほんらい説かねばならないのであるが、ここでは割愛する。たとえば、マルクス、上掲『要綱』の409頁を参照。
- 5) 同上、421頁。
- 6) 近年、所有概念の生成を商品経済だけから（つまり「所有」は生産過程にとってほんらい外的なものだったという観点から）説明する風潮もあるようだが、これは首肯しえない。そこではやはり「所有」概念じしんの変化が問題になりえず、所有の「形態変化」だけが問題とされることになる。所有は商品経済の消滅とともに消滅することになろう。ローマ所有権の生成にみるように所有は共同体間の関係から、いわば生産の外部から形成されて観念化、絶対化する面を濃くもつが、しかしその所有はつねに生産にひきもどされ、生産と生産関係の進展を基盤にし

て成熟せざるをえない。所有は本源的に占有から分化したものであるし、所有が商品経済とともに自立化し觀念化、絶対化するようみえても、なおかつ完全に生産から自立し占有から自立することができないところに、今日の擬制資本所有、資本主義末期の所有の問題もあるのである。

- 7) マルクス、上掲『要綱』411頁、414頁。
- 8) 吉野悟『ローマ所有権法史論』有斐閣、1972年、第1～4章。
- 9) 『社会科学大辞典』(鹿島出版)「ローマ卑俗法」の項。吉野、上掲書、第6章。

ローマ的所有に継起するいわゆるゲルマン的所有についての研究は、法制史研究が最も力を注いできた分野であるから、多くの文献にも接することができる。ゲルマン社会における共同体と成員の關係は、はんらいアジア的生産様式のように個人が共同体への帰属をととして自然的諸條件に關係行為する面のみでなく、またローマ的のように統一者としての國家に保障された枠組みによって生産活動する關係でもなく、個々の自立的な土地所有者の集合体として共同体が形成されるという關係を特徴としてみる¹⁾ことができる。『個人的土地所有は、ここでは共同体の土地所有の對立的形態として現れることもないし、またその共同体によって媒介されたものとして現れることもなく、むしろその逆である。共同体は、これらの個人的土地所有者そのものの相互の交渉のうちにだけ存在する。そのものとしての共同体所有は、個人の世襲住居と個人の土地領有にたいする共通の付屬物としてだけ現れる。』すなわちここでの「共有」は、ローマのごとく生産の外で形成されるものでなく、各個人・各家族の生産にとって「現實に共同的な所有」である。具体的には草刈場、狩獵場などである。

このようなゲルマン社会に敵對關係が胚胎し拡大したときには、所有の觀念はどのようなものになるか。民族移動時代の指導者の世襲化、秩序強化につづき、土地の割替制から世襲化へ、耕地集中、共有地の私有財産化などをふくむ封建的な支配關係の確立にとともに、土地にたいする成員の關係が重層的なものとしてあらわれる。階級を異にする成員が土地にたいしてもつ權利は、すべてゲヴェーレ (Gewere) と呼ばれた²⁾。封主 (Lehnsherr) のゲヴェーレとは封建的勤務などの行為を強制する土地支配を含意し、家臣 (封を

分与された領主)のゲヴェーレとは土地成果としての生産物や金銭をうける権利としての土地支配であり、隷農のゲヴェーレとは土地の実体的利用である。同一の土地の上にある重疊的ゲヴェーレは、占有と所有のごとく対立的に意識されず、むしろ上級所有権、下級所有権として観念され、かつ法制化されていったのであった。

この場合でも、動産(たとえば家畜)にたいするゲヴェーレ——それは土地の *eigen* と区別される *haben* である——には、土地におけるような重疊性も観念性も生じなかったことが留意されなければならない。ここでは「事実支配そのものが物支配の秩序の基本的要素であり、占有の事実から分化した独立の『所有』は存在しない。³⁾」この意味において、近代所有権の特性としての観念的性質(物の事実支配からの遊離)は、動産すなわち物の対人的な移転から直接生じたのではなく、土地・不動産にたいする重疊的支配が商品経済の影響をうけつつ占有に対する所有の観念を生ぜしめ肥大せしめたと、解すべきではないのであろうか。⁴⁾

したがってゲルマン的所有権は本質的に、処分権、収益権、使用権の総合物などではなく、すぐれて「支配」にかかわる概念であった。⁵⁾土地に対する支配が現実的に重層的である以上、ゲヴェーレは重疊的とならざるをえない。同時にそのことは、土地にたいする支配の一方が強まれば他方が弱まるという相対関係を意味する。かかる支配の相対関係に決定的影響をおよぼしたのが商品経済であり、そこにおいて上級所有権は収益権からさらに処分権たる性格をつよめ、対照的に下級所有権は占有権に転じたといえよう。本源的にゲヴェーレのなかにあった「支配」は、消滅するのではなく、むしろ近代的所有権のなかに、異なる観念として再編されるのだと思われる。⁶⁾

- 1) マルクス、前掲『要綱』417頁。
- 2) Gewere に言及した論稿は少なくないが、最もまとまったものとして、川島武宜「所有権の『現実性』」(同氏『近代社会と法』1959年、岩波書店、に所収)を参照。
- 3) 同上、197頁。
- 4) この点、私の生半可な知識では確言しえず、法制史家にお教えねがいたいところ

である。一般的には、近代的所有権の観念的性質はローマ法に淵源し、対照的にゲルマン法のゲヴェーレは物にたいする現実的支配と不可分だと説明されるにとどまっているようである。しかし、なぜにローマ法において観念的所有権が生成したのであろうか。川島武宜氏は奴隷にたいする完全支配ということを根拠としてかんがえているようだが（上掲書211頁の注35）、かならずしもそれは説得的でない。むしろ、共同体間の接触・帝国のめざましい外延的拡大によって、ほんらい不動の土地と土地にたいする支配が変動的なものとしてあらわれ、そこに事実支配から独自化した所有・支配の観念を生起せしめたと解することはできないであろうか。とすれば、近代的所有権の観念的性質はローマ法から継受されたというだけではたりず、ゲルマン法のゲヴェーレのうちにある「支配」の概念の発展、転化としてとらえることが必要だといえないだろうか。

- 5) 村上淳一「近代的所有権概念の成立」(我妻榮先生追悼論文集『私法学の新たな展開』1975年、有斐閣所収)
- 6) 同上、216～222頁。

株式会社所有の問題を主題におきながら、所有にかかわる人類史を瞥見したわけであるが、そこからほぼつぎのことがわかるであろう。

第1に、所有概念の生成史に多少とも目を注ぐなら、共有→私有→共有のトリアードとして示しうる人類史のなかに、はるかに多様な所有を見出しうる。とくに共有＝社会的所有は原始社会（低次）と社会主義社会（高次）にだけ結びつくものでなく、諸々の歴史段階に、異なる経済的内容をもってさまざまな階級の利益と結びついて存した¹⁾し、そのことの意義は小さくないのである。資本制社会においてもそうである。私有制の社会における共有は、それじしんで私有に対立するものでなく、私有と並存し私有制を拡張する源泉となり私有制の原理に包括される性格を有する。たとえば株式会社の所有を共有（資本家的共有）だと規定しても、そのことだけから私的所有の否定、社会的所有への通過点たることが根拠づけられるわけではない。株式会社の「社会化」の内実が説かれてはじめて、株式会社が資本主義の枠内にあって私的所有と対立するという意味もあきらかになるのである。

第2に、近代的所有権のなかにある「支配」——物にたいする支配（人が自然にたいして「自分のものとして」関係行為する）を根拠にして他人にたいする支配（所有が「生産関係の総体」たることを顯示する）となる——の²⁾

権能は、所有権のいわゆる絶対性・排他性（一物一権）の生成が商品経済との関連がとりわけ濃いのと対照的に、所有が生産手段にたいしての占有から独自化し自己運動しはじめる長期の過程で培われたように思われる。

いうまでもなく市民革命は、所有権を人間の自然権（「生命、自由、財産」の一）として宣し、私的所有を自己の労働にもとづくものとして正当化した。と同時に市民社会は資本制社会として成立し、所有は競争を槓杆として資本の力・支配を示すものとなる。この二面性は、自由・民主主義の自然権の性格と資本的性格の二面性につうずるものであるし、頭数多数決と資本量多数決（株式の議決権のごとき）との共存にも対応する。近代社会は、生産手段と労働者との分離・切断にもとづいて、生産手段のほうに純粹の所有概念を確立せしめ、他方他人の人身の所有を否定してこれを平等の「契約」概念に移し、契約にもとづく労働力の売買という形式によって所有の「他人にたいする支配」権能を確立せしめたのである。封建制下のいわゆる経済外的強制は、かかる所有の支配権能の未確立を表現していたといえよう。

第3に、したがって資本制的所有は「純粹な私的所有の完成態」(マルクス)であるにとどまらず、また所有概念そのものの確立を示している。資本主義においてはじめて所有は、動産と不動産、生産手段と労働力を範疇的に區別したうえでそれらに共通する単一の概念となり、占有と區別される所有、非所有と対立する所有として現われ、その権利は社会の権利の体系の頂点に立つものとなる。所有が「生産関係の総体」たることを顕示するのである。

それはまた、つぎのことを意味する。所有は、本源的には社会のなかにいる人間が「自分のものとして」自然に関係行為するところを発した。所有概念の確立とは所有が物への現実支配から離れて観念的権利となること、物の質的な差異を止揚して単一の権利の下におくことを意味しているが、しかしそれによって所有の本源的性格、いいかえれば人類史にとって所有の必然性の第一の根拠が否定しさらけ払拭されるのではない。所有の概念はそれじしん矛盾である。所有が生産（物への現実支配）を離れていわば自己運動すれば、そのあげく所有が生産手段の直接的所有としてでなく擬制によってしか

自己を示しえないものになれば、それだけ所有じたいの内部に所有への否定も育つものとしなければならない。かかる所有の否定のうえにたつ「高次の所有」が、たんに全人民的規模の共有への転換であるのみでなく、「労働者と労働手段の本源的统一の高次復活」とならざるをえない所以である。

1) シュクレドフ、前掲論文、174頁。

2) 資本主義的所有権が、中世における占有・所有、人格・物の未分化を克服して法律構成においては「物支配の権利」たることを明確に規定しながら、まさにそのことによって「他人支配の権利」として作用するようになったことを最初にたちいって論じたのは、Karl Renner; Die soziale Funktion der Rechtsinstitute besonders des Eigentums. 1929. (加藤正男訳『私法制度の社会的機能』1968年、法律文化社)である。とくに第2章を参照されたい。K. レンナーは資本主義的所有権の前段階として封建的所有権よりむしろ単純商品生産社会のそれを想定している。したがって「自分の労働にもとづく所有」から「他人にたいする支配としての所有」への転回が過度に強調されていると思う。

資本制的所有が「純粋な私的所有の完成態」であることの内容については、すでに多くが論じられているから、本稿ではちいらないことにする。むしろ株式会社所有の歴史的な性格という目下の問題からして、「純粋な私的所有」の完成過程における資本主義的な「共有」の性格について、若干の検討を加えておく必要があるだろう。

封建制度下のゲヴェーレがさまざまな要素に分解されるにつれて、封主のゲヴェーレのなかにある特権は、一方で市場許可権、貨幣鑄造権、関税徴収権、鉱業権、道路・交通にかんする権利等々を総括した権利（レガリーエンと称せられた）として、すなわち土地との直接的関係をこえ商品経済にふか¹⁾くかわる権利として構成されていった。これが絶対主義体制下の国王の財政権となり、またいわゆる前期の株式会社への特許権となったことは、いうまでもない。市民革命による「所有権の自由」の成立は、「国家的干渉の排除」と同一の内容に帰するものであったから、そのような特権は当然に所有秩序——あらゆるものをそれがなりたっている小宇宙性から個々の「物」に分解したうえで所有によって組織すること——によって否定される。国家的機能

は明確に所有秩序の「外」に（上部構造として）位置づけられるわけであるが、しかし社会の経済的機能（所有秩序を組織する機能にほかならない）にふくまれながら、なおかつ私有対象たる「物」に分解しえぬ「連結物」²⁾のこらざるをえない。それは上部構造としての国家機能から区別されるものであると同時に、産業資本の再生産構造そのものにも同化しきらぬ、いわば下部構造における外部的装置＝公共的施設なのである。

そのような外部的装置＝公共的施設は、文字どおり公共的団体によって運営されることもむろんあるが、またこの分野こそ株式会社の生成の場所となったのであった。この点すでに別稿で論じたことがあるので、³⁾ここでは一言するにとどめるが、株式会社は前期的には上述の国王特許にもとづく大商人資本家の結合体として登場し、ついで産業資本段階には、国王特権の廃止にもかかわらずなお廃棄しえぬばかりかむしろ拡大する公的・共同的な施設——具体的には道路交通、運河、水道、鉱山、銀行など——を担う結合資本たる性格を濃くまとして再編されたのであった。ローマ的共有が生産にたいしていわば外から与えられるものであり、ゲルマン的共有が生産そのものの内にあるものとすれば、株式会社にあらわれた資本家的共有はそのいずれでもない、私的資本（産業資本）の再生産構造に同化しきらぬものでありながらまた単に再生産の外にあるものでもない。そうした領域が、産業資本の発展に呼応して拡大するのである。19世紀中葉までに鉄道業がその最も代表的な部門になったことは、周知のところであろう。

株式会社が制度として確立した19～20世紀交には、所有の面でも画期がおとずれる。そこでは、産業構造・再生産構造の基幹をなすような私的企業が株式会社に転ずるのである。産業資本主義の時代の株式会社には、むろん大株主の支配があるにはあるが（とくに大株主に投機志向がつよかった時代の特徴を反映したような力の行使が目立つが）、また反面、多数の資本家が各自の主たる事業活動の外に資本投下して株式会社をつくったという性格が濃いだけに、その支配をプロモーターや専門経営者にゆだねるという、ある意味では今日の経営者支配的な様相をしばしば呈した。代表的株式会社では、株

式もけっこう分散していたといえる。世紀交になると、様相はむしろ逆転する。既存の私的な工業企業の株式会社への改組が主となったから、当然、機能資本家じしんの大株主化、大株主による直接の会社支配という現象がつよまる。そこから出発して、あらたな株式分散、「所有と経営の分離」の長期の過程がはじまるのである。それは、少数の個別資本家が資本家的共有の組織たる株式会社を、資本市場をつうじた「他人資本の自己資本化」機構によって実現し、支配を拡大強化していく過程である。

産業構造の基幹をなす巨大工業企業が株式会社を代表する時代にはいって、株式会社はかつての共同的・公共的施設たる性格を喪失して純粋に私的な企業に変質するののかといえ、そうではない。基幹産業の生産の社会化の進展によって個人企業に包括しえなくなったからこそ、そのような分野での株式会社への転換が必至となったのである。資本家的共有形態たる株式会社に、いまや産業資本の生産力的な内実が伴う。生産の社会化の進展によって、生産を遂行する企業じしんが共同的・公共的性格を帯びてくる過程、——それはいわゆる政治的上部構造から経済的下部構造への介入の増大ではなくて、ぎゃくに下部構造の方から公共的領域への浸透、共同的機能の遂行の過程といふべきものである。市民社会のいわゆる私的^り圏の公共圏にむけての展開を示すものである。

- 1) 村上淳一、前掲論文、211～213頁。
- 2) K. レンナー、前掲書、邦訳37頁。
- 3) 拙稿「企業形態としての株式会社」(北大経済学研究、第26巻4号、1976年11月)
- 4) J. ハーバーマスの『公共性の構造転換』J. Habermas: Strukturmandel der Öffentlichkeit. 1962, 細谷貞雄訳、未来社、1973年)は、市民社会の成立にともなう公的なものと私的なものとへの分化とともに「国家の対応物として構成された市民社会における市民公共性」に着目し、その生成と発展についての興味ぶかい叙述をあたえている。市民社会内部における私的圏、公的圏などというのは、同書における表現である。

5.

本稿の冒頭われわれは、株式会社の資本が擬制資本と現実資本との二重の

存在をもつことに対応して所有はその双方にいかなるものとしてあるかと問い、以後その問題に沿いながら、所有にかんする理論と歴史をさぐってきたのであった。検討の過程でわれわれは、株式資本の二重性と対応的に擬制資本にたいする私的所有と現実資本にたいする共同所有が共存していること、所有のこの二面性は信用を媒介として少数の私的所有者による共同所有（＝社会資本）への支配の機構によって総括されていること、¹⁾をあきらかにした。

今日の企業経営、企業支配を、所有から切離して論ずることはできない。しかしながらそのさい、市民革命によって成立した近代的所有観念を所与の不変のものとみたと、それに株式会社所有があてはまるかどうかの議論をするだけでは、高度資本主義下における株式会社の性格や意義は捕捉しえないであろう。所有と経営の分離のみでなく所有じしんの変化をそのうちにみるという観点は、従来いちじるしく軽視されていたように思われる。

以下、所有と経営の分離論議にその観点をどう挿入するかについて、当面かんがえているかぎりでは箇条書き的にのべ、本稿のむすびとしたい。

(1) まず、所有と経営の分離によって経営者が当該企業の所有から自立したとか、所有者（株主）が経営者におよぼす影響は労働組合、消費者、取引先、銀行、政府などが企業にたいしておのおのおよぼす影響と同質のものにすぎなくなったとかいう主張は、「分離」論のうちでも最も幼稚なものであって、これにたいしては表象のレベルでもあらかたの批判をなしうるであろう。ニューディール時代のTNEC（臨時国家経済委員会）いらいの批判の系譜がそれであり、1960年代にはいわゆるパットマン委員会報告が銀行による（株式所有と役員兼任にもとづく）産業支配に照射して、批判の系譜にあらたな力を付与した。「分離」論者や「経営者支配」論者たちが典型としてあげる諸企業こそ、金融機関など外部から経営者にたいする支配がつよく作用していることが、個別的に実証されてきている。またある企業の「経営者」がべつの企業における「所有者」であるという事例もきわめて多いから、個別企業次元の「所有と経営の分離」現象をただちに社会階層としての所有者と経営者の分化におきかえることも、間違いだといわねばならない。じっさい、

アメリカではしばしば（日本でもわずかながら）大企業の最高経営者の出自しらがおこなわれているが、その調査結果が常に示すところは、最高経営者なる人々の圧倒的多数が実業家・有産階級の層からでていることであり、所有と経営の分離現象がいかに進展しても、そのことに本質的な変更はない。経営者が国民のあらゆる階層から無差別に輩出されうるとするのは、まったくの幻想である。株式の分散についても同様で、株式はいかに分散してもパーリ・ミーンズが予測したような「国中のすべての家庭」の所有に向うものでなく、全世帯のきわめてかぎられた部分による所有をこえるものでない。よしんばサラリーマンが自分の給料のほかに、貯えの一部で株を買ってわずかの配当を得たとしても、それは大衆の預金が資本市場に動員されただけのことで、なんら資本家的所有の否定を意味するものではないであろう。これも「所有の社会化」の一部をなすものであろうが、それがすすめばおのずから直接生産者の社会的所有に合流するといったものではないのである。

このような表象的レベルでの論議をこえるものとして、「分離」肯定論の側から、もう一步たちいったつぎの二点にわたる主張もなされているようである。ひとつは、たしかに各企業にたいする外部企業や金融機関からの支配は否定しがたい。しかしその外部企業・金融機関じしんも単に大株主（所有者）に支配されているのではない。ある企業をたとえば金融機関が支配していることは、かならずしも所有者の究極的支配の証拠にならない。今日のわが国の資本集団内の株式持合いのごときは、各社の大株主がなべて系列会社じしんであり、どこまで遡っても自然人としての所有者がみえてこないのである。法人所有の場合その株式の議決権は、法人の名において経営者が行使するのであるから、実態はやはり「経営者支配」である。こういう主張である。

もうひとつは R. A. ゴードン流に、支配の概念を実質的に分割して、経営者の選任にかかわるような究極的支配力は所有の側に帰属するとしても、日常的な再生産の主導権は経営者にあるという主張である。もしこういう区別と主張を認めるとすれば、これはやはり所有と経営の分離、経営者支配の容認にほかならない。なぜなら、社会関係の構造把握にとって重要なのは、究

極的支配力が那邊にあるかよりも資本の日々の運動を誰が掌握しているかの方だからである。

この二点にたいする答えをふくむような議論をするためには、以下のごとく、私的所有一般から区別される株式会社所有の性格規定にかかわらざるをえないであろう。

(2) 株式会社は結合資本であり、所有論的には共有資本である。合名・合資会社の場合には原則として共同出資によってなった資本じたいがひとつの個別資本なのであって、ここでは「共有」は問題にならない。株式会社が結合資本であるのは、それが本源的に個別資本の結合体であって、出資がただちに単一の個別資本に同化しえないからである。かかる結合資本が特有の「共有」関係をつくるのである。株式会社が結合資本であるということは、それが社会的には歴大な個別資本・個人企業の実在を基盤としてなりたつものであり、株式会社がどこまで普及・発展しても特殊な、部分的な存在以上になりえないことを意味する。企業形態としては特殊な部分的なものでありながら、生産における比重、再生産構造における位置は決定的に大きなものとなる。マルクスのいわゆる「一方における富の集中」が、個人資本家への直接の集中でなく信用を介した結合資本形態・資本家的共有をもって遂行され、少数者に支配を集中する機構を生んだといえよう。したがって「共有」規定によってつぎの三点を指摘しうる。

第1. 株式会社が如上の意味において資本主義の限界内での「私的所有の否定」であるということは、具体的にそれが全企業に及びうるものでなく、おびたしい数の非株式会社との共存でなりたっている事実に反映されている。現代の企業制度を株式会社制度と表現し、株式会社に生じた変化をもって現代社会の代表的変化とみるのは誤りではないが、それはあくまで全構造把握をとおしてのことでなければならぬ。たとえば所有から経営が分離するという表象は、今日でさえたかだか千余の企業における表象であって、それが「分離」など問題になりえない百万余の企業（擬似株式会社を含む）との共棲によって可能になっていることに、つねに留意しなければならない。

それなしには、超独占の論理とおなじ誤りを犯すであろう。

第2. 株式の法人所有、会社間持合いの事象の意義を強調する者は、ともすれば、そうした事象のもとでも依然株式の大量が自然人たる株主に帰属しているという方の意義を軽視しがちである。たとえば日本の資本集団の場合、集団企業の総株式の2割余が会社間で持合いされているわけであるが、そのことはまた、8割ちかい株式の大部分が自然人や個人的企業によって所有されていることを意味するであろう。多数の非株式会社・個人企業の基盤のうゑに結合資本たる株式会社が成立しえ、支配権能を行使しうのとおなじく、法人株主や「会社による会社の所有」は、あくまでおびたしい個人株主やそれに準ずる私企業株主の存在・増大を基盤として成立している。会社所有の部分だけをとりだして所有があたかも自然人から取り去られつつあるかのようにえがきだすのは、大いに問題だといわねばならない。

第3. 上述のように株式会社は、制度としてどれほど普及しても全企業を網羅する方向をとるものではない。資本主義のもとで公企業がどんなに普及してもそれが全企業に及ぶことはありえないこと、万一そうなったらそれは資本主義じしんの否定であることは、誰もが認めるであろう。公企業については誰も認めることを、株式会社についてはこれまではなほだ軽視してきたのは、株式会社=私企業=私有、公企業=公有(共有)と対置する観念があったからであろう。だが資本主義的公共業と株式会社とは、いずれも私的所有原理の上にたつ共有形態として、本質的に至近距離にいるのである。そういう把握をしたうえでその「共有」の相違を問題にすべきなのである。それが公企業の分析視角ともなるように思われる。

(3) 株式会社の普及によって「企業じたい」の観念がつよまり、さらに法人株主が会社支配の中核となるにともない、法人資本主義という呼称がしばしば用いられるようになってきた。現象そのものにいかなる呼称が適当かは措くとして、問題はそうした呼称によっていかなる実体的変化を洞察しているかであろう。人と人との社会的関係を物と物との関係として示すいわゆる物象化、物神性は、あくまで「倒錯した認識」なのであるから、それへの

「批判的な分析」が必要である。法人資本主義とか法人所有とかの表象は、いかなる実体が倒錯してあらわれているものなのか。

たとえば法人資本主義論の代表者、奥村宏氏の所論には、その問いへの答が欠けているように思われる。個人資本家の比重が減って法人資本家が伸長したことを、奥村氏は事実としてのべるにとどまっている。氏は会社（大株主たる）が会社を支配するという理解にたいしては、これをつよく批判する。「支配する」という言葉は行為、意志、機能の概念であり、それじしんで意志をもたぬ法人が「支配する」ことはありえない、所詮それは擬制にすぎない、からというのである。この批判は正しい。ところがそのおなじ奥村氏が、法人が「所有する」ことについては、これを無条件に容認している。じつは所有もまた単に外的な「物」ではなくて、人間労働・生命活動の対象化なのである。法人が「関係行為する」ことはできないのである。

法人が「所有する」ことができないのに所有するかのようにあらわれるのは、なんといっても私的所有が生産過程・物への事実支配から徹底的に自立し、観念性、絶対性を極限までおしだした基盤があつてのことである。この基盤の上で、資本家的共有物を支配・利用する構造が、大株主の専断といった単純ながたちからでて高度化していることを示すものであろう。奥村氏は「所有なき支配」論を排し、「所有（＝法人所有）にもとづいた支配」を主張する。ここで「もとづいた」と氏がいうのは、法人所有を経営者が「代表」（あたかも代議士が選挙民を代表するごとく）することを意味している。しかしながらじつは、経営者が代表するのは法人所有ではなくて共有されている資本なのである。その意味では、大株主が会社を支配していたときでさえ、大株主は自己の私的所有権だけを行使したのでなくて共有を代表していた。経営者が代表する場合も大株主が代表する場合も、その面においては本質的な差はないのである。

奥村氏は「会社による所有もまた私的所有である」といい、私的所有には「私的個人所有と私的法人所有がある」のだとのべている。これは歴史的な実体概念としての所有と単なる擬制とを混同した、たんに表象次元での分類

にすぎない。さらに氏は法人所有のほうを分母に置いて、それには、私的法人所有（＝株式会社）と社会的法人所有（公企業）があるというのであるが、この分類も同様であって、解釈法学的次元をこえるものでないといわざるをえない。

- 1) 「法人資本主義」にかんする奥村氏の労作は少なくないが、ここでは最もあたらしい論稿「法人資本主義の支配者」(現代と思想)31号、青木書店、1978年3月)を対象とした。

(4) 法人による株式所有、会社による会社支配の問題について、もう少し論をつづける。本稿の基調からすれば、法人所有の画期性を主張する論にたいしては疑問が少なくないのである。第1に、わが国での近年の事象がしばしばあまりに普遍化され強調されすぎているという印象をぬぐいがたい。第2に大株主支配と経営者との間にあまりに決定的な線を——前者は私的・個人的所有による支配、後者は所有と無関係かあるいは法人所有を代表する支配などと——ひきすぎると。大株主といえども彼の私的所有から相対的に区別された共有資本を支配することが看過されている。第3に、支配的株主が個人から法人に転換する根拠が——企業じたいの自立化という一般的理由以上に——説かれていない。「企業じたい」の観念は単に観念あるいは法技術として生じたのではなく、実体に対応して生じたのである。個人所有から法人所有への転回が基礎にあるのではなく、生産過程の社会化、生産組織の巨大化・複雑化、それにとまなう産業官僚制の強化等々を反映して、「法人所有」という擬制も生じたのであろう。総じてこれから実証すべきものを前提してしまうために、いささが現象にふりまわされているのではなからうか。

法人所有という表象への歴史的継起を問題にする場合には、物象化論の観点のみでなく、株式会社の本性あるいは独占資本の発展にそった、より多面的な追跡が必要であらう。これまでのべたことのほかに、ここではつぎの二点を加えておきたい。

第1. 法人株主といっても世界的にこれをみれば、支配的部分を占めるのは銀行、生保、損保、信託といった金融機関である。日本のように特異な歴

史的條件に規定された法人所有の国でさえ、多分にそうである。それは量的な特徴であるだけでない。非金融機関の持株は景気や自己の資金需要にからんで変動的であり、投機色もつよく、いわば寄生性を濃く反映しているのにたいし、金融機関の持株はより安定的で、企業支配との連関性もつよく、その意味でも法人持株の中核をなしているのである。

どの実証研究もそのことをあきらかにしていながら、法人所有・株式持合いをめぐる論議のなかでは、不思議なほどそのことの意義への言及が少ない。察するにそれは、物象化論や個人→法人の論理に直ちに結びつかないからであろう。むしろ独占体の資本調達機構の発展の問題だからであろう。

前述のように証券市場はほんらい産業資本の運動の外辺において生成し発展した。産業資本の運動の内部では、遊休資本を集め融通しあういわゆる貨幣市場が生成する。その中核をなすのはいうまでもなく銀行である。産業資本の大企業が株式会社に転ずるということは、貨幣市場を代表する銀行に媒介されて産業証券が証券市場に進出することであった。証券市場は貨幣市場に対応する資本市場という性格をあたえられる。金融資本概念における「銀行と産業の融合・癒着」とは、見方をかえていえば、貨幣市場と資本市場が並立し銀行によってそれが統括される機構が確立したことにほかならないのである。産業大企業がこれによって、個人的蓄積の限界をこえて飛躍的に拡張されたことは誰もが知っている。そして通常は、株式会社制度によって個人的蓄積の限界が打破されたというところで叙述は終る。しかしながらじつは、生成史からして資本市場が貨幣市場と完全に統一されるようなひろがりはないのである。資本市場を利用しうるのは大企業・独占企業にすぎないし、また史実の示すところ、社会の底辺を埋める一般大衆の零細貯蓄のごときは直接資本市場に向おうとしない。株式会社制度の20世紀における「発展」は、じつにこの側面すなわちいかにして社会のあらゆる階層の資金を最後の一片まで動員して資本に転化しうる機構をつくるかを、少なくとも主要な一面としてきた。授權資本制、株式種類の多様化、転換社債、証券代位等々の出現、発展も、この側面をのぞいて論じられぬものである。信託・投

資会社、生保会社、そして銀行など金融機関が大眾預金・零細資金の預託機関であるという性格において大企業の大株主になったことは、客觀的に資本市場への個人的投資の限界性が破られた最も高度の表現といつてよいであろう。個々の大企業が自己金融財務を志向するか否かにかかわらず、これは独占体にとっての社会的機構として追求され、最高度の發展をとげてきたのである。

第2. 企業という概念を資本の運動単位として固定的にみてはならない。会社が内部経営者と外部重役のいずれに支配されているか、自然人と法人のいずれに所有されているかという論議のなかには、しばしば株式会社を個別資本単位として絶対視しすぎているものがみうけられる。今日の生産の集積と独占の進展がもたらした大きな特徴は、再生産、競争、信用および所有の基本単位であつた「企業」という概念の曖昧化、他概念との混淆である。かつてマニユファクチュア、工場、結合工場といった労働過程の展開はそれに対応する諸企業形態をもたらしたといえるが、今日の労働過程のいっその展開——コンビナートによる工場間の有機的結合の強化・拡大、動力の電化により機械体系の構成が個々の工場をこえて「社会化」される、大量生産と製品の多様化、エネルギー革命や資源利用の変化、等々——は、かつてほど直接企業形態の変化に反映されない。むしろ一面では企業内部を複数の生産単位に分割する傾向、他面では他企業との生産・流通上の結合の傾向が濃くあらわれる。一方、競争・信用の単位としての企業の性格は、その企業が属する資本集團のなかに包摂されていく。企業形態と独占形態とは、そのような部分ではしばしば弁別しがたいまでに重なりあふ。アメリカではトラスト企業（個別企業の株をプールして代りにトラスト株を発行して独占をきづく形態）がその先驅例であらうし、ドイツにおいても、利益共同体・カルテル・コンツェルンなどがしばしば「民法上の会社」とみなされるようになってきている。日本の資本集團、あるいはその株式持合いにも、そうした性格をうかがうことができるであらう。そこでは各会社株式がいちおう基本的所有単位を構成しているものの、株式持合いをとおして資本集團がひとつの所有

単位たる性格を帯びているのである。各会社の株式は、一面で所属する集団の刻印を押されて流通する。前述のように集団構成企業の2割以上の株式が集団内で持合われており、それが集団結集・支配の要になっているとすれば、他の7割以上の株式は、多分にその集団の名において資本市場で転々売買されるものとなるわけである。このように企業形態が所有単位として有する実質的意義は、生産の諸形態と、競争・独占の諸形態の双方からの作用によって定まり、かつ変動しているのである。

(5) 最後に「経営者」という範疇についてのかんがえをのべたい。すでにみたようにマルクスは、株式会社の機能資本家が所有から離れて支配人・管理人に転化する必然性をのべている。階級社会における監督労働は、結合労働の不可欠の構成成分たる側面と、剰余労働の成果を所有者のために取得する側面をもつが、高度資本主義下ではこの二面から監督労働じたいのヒエラルキーが形成される。ヒエラルキーの底辺は賃労働者と混りあい、賃労働者じしんによって（たとえば労働組合員資格などのかたちで）その区別が画されないかぎり、資本は両者の区別を隠蔽する方向に作用するのである。

経営者を、かかる監督労働の観点からとらえようとする場合、ともすれば経営者が所詮所有者にとっての雇い人、番頭にすぎないとしがちである。しかしながら株式会社の現実資本にたいする支配者は、彼が株主であろうがなかろうが、ほんらい的に共有資本の運用を担っている。株式会社において所有から支配が自立する様相を呈するのは、本源的にかかる根拠にもとづく。そして私的所有が現実の物支配から徹底的に離れ生産過程にたいして無力化すればするほど、共有資本の現実的運用はいわゆる産業官僚制を現出せざるをえないのである。

かつて官僚制は市民社会の自律的機構の確立におくれた後進国で最も強力な形成をみたが、今日の官僚制はいうまでもなく国家独占資本主義におけるそれであり、とりわけ上述の「下部構造における公共圏の拡大」にともなうて、国家組織における官僚制と独占組織における産業官僚制とは、しばしば区別しがたいほどに融和するのである。産業官僚制を、株式会社や独占とい

う固有の存立基盤を無視して、一般に組織の巨大化という面だけから根拠づけるのは誤りである。また産業官僚制は、現代資本主義の不可欠の構成要素でありながら、経営者という独自の階級をそこに擁するものではない。国家官僚と同様に、彼らがいかに肥大化・強化してときに資本家の上にたつものであるかのように現われても、彼らじしんに存立の根拠をもちえない。資本家に寄生し資本家階級と一体となって「財界」を構成するものでしかないのである。

所有者が企業を支配していたときには、企業は明瞭に利潤目的で行動した。所有から離れた経営者が支配の座についたとき、企業が利潤を唯一最大の目的にして行動するという論拠は失われる。ブルジョア経営学者たちはこう説いてきた。

本稿の分析からいえば、その点はつぎのようになる。株式所有者は自己の利益を究極・最大の目的にして行動する。しかし株式会社の資本は二重の存在をあたえられている。株主の目的とする利益なるものがそのいずれに主として依っているか、この会社の生産過程であるが利潤がどれほど株主の利益に直結するか、が問題なのである。

株主は会社の収益からの配当に大きな関心をもっていると同時に、株主は株式相場の変動によって得る利益にも劣らず重大な関心をもっている。株式会社における投機は、決して副次的範疇でない。資本が二重の存在をあたえられているということじたい、そこに生産過程とかかわりつつも生産過程から独自に運動する投機をふくんでいるのであって、この点に着目したのはヒルファディングの大きな功績であった。株式会社における私的所有者＝株主の利潤目的とは、かかる性格のものである。彼の私的な利益関心からくる行動を生産過程に直接向けようという場合には、共有関係によって媒介されなければならない。投機利得への関心と生産過程への関心とは、彼の内部でもしばしば対立する。また「権利の濫用」や、景気適用力の破壊をもたらすこともしばしばであった。株式会社の発展がそのようなものだったからこそ、機構的に経営者が要請せられその権限が強化されてきたのであって、この意

味においては、経営者こそ企業利潤の純正の追求者、G—W—G'運動の担い手だといわねばならない。株主全体が経営者に期待するのもまさにその点であり、もし経営者が個別の株主とおなじレベルでしか行動しえず、長期にわたる企業利潤追求の機能を果たせないなら、彼は当然株主総会で蹴首さるべきものである。経営者が究極的に所有者たる株主の支配下にあるというのは、その意味で当然であるが、反面、経営者が強力な指導力を発揮し、ときに株主の個別的利害と不調和を醸しさえすることもまた、当然にありうるのである。株主が経営者に期待しているのは、そのような指導力なのである。